

(15) 環境基本法の規定により定められた大気、騒音及び水質汚濁に係る環境基準

1) 大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定により定められた大気の汚染に係る環境基準は、表4-67に示すとおりです。

表4-67 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日 環境省告示第100号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号、最終改正：平成21年3月31日 環境省告示第11号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

2) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準が定められています。

騒音に係る環境基準は表4-68に、茨城県及び各市町の類型指定の状況は表4-69及び表4-70、図4-33に示すとおりです。

表4-68(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

表4-68(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

注) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

表4-68(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年8月25日建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)

表 4-69 環境基準の類型の対応表（茨城県）

地域の類型	当てはめる地域
A	付表に掲げる町村のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	付表に掲げる町村のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	付表に掲げる町村のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域

付表

東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 結城郡八千代町 猿島郡五霞町 猿島郡境町 北相馬郡利根町

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日茨城県告示第384号）

表 4-70 環境基準の類型の対応表（調査対象市町）

地域の類型	当てはめる地域	石岡市	小美玉市	茨城町
A	第一種低層住居専用地域	○	○	○
	第二種低層住居専用地域	○	○	○
	第一種中高層住居専用地域	○	○	○
	第二種中高層住居専用地域	○	—	—
	田園住居地域	—	—	—
B	第一種住居地域	○	○	○
	第二種住居地域	○	○	○
	準住居地域	○	○	○
C	近隣商業地域	○	○	○
	商業地域	○	—	—
	準工業地域	○	—	○
	工業地域	○	○	○
	用途地域の指定のない区域	○	○	○
類型指定なし	工業専用地域	○	○	○

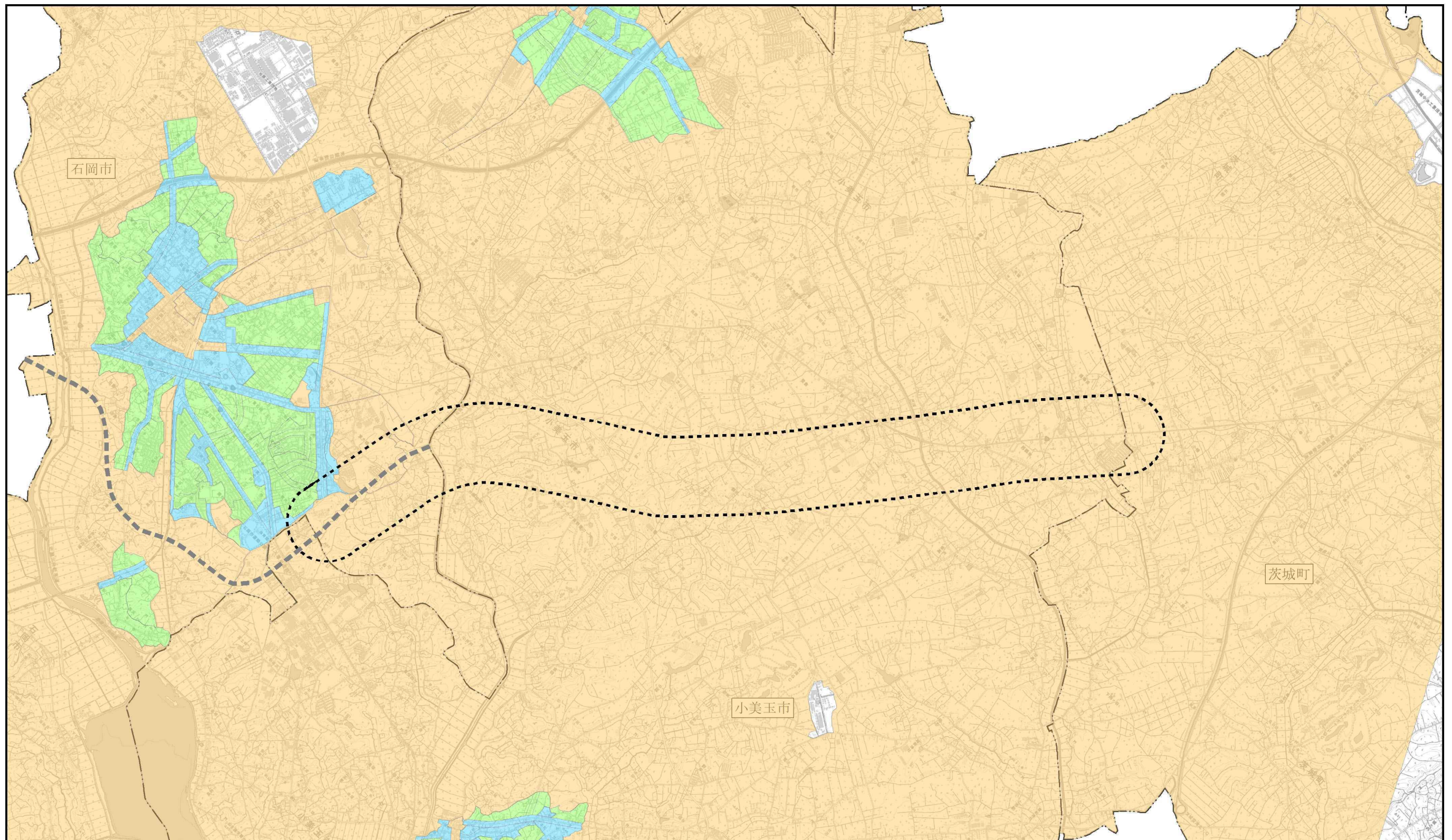
出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日茨城県告示第384号）

「令和4年版環境白書（データ）」（茨城県県民生活環境部環境政策課）

「石岡都市計画図」（令和5年3月 石岡市）

「小美玉市都市計画図」（平成29年3月 小美玉市都市整備課）

「茨城町都市計画図」（令和4年3月 茨城町）



凡例

- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- · - · 行政界

- A類型
- B類型
- C類型



出典：「令和4年版環境白書（データ）」（茨城県県民生活環境部環境政策課）

図 4-33 騒音に係る環境基準の類型指定位置図

3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められています。

水質汚濁に係る環境基準は表4-71～表4-73に、水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況は表4-74及び図4-34に、水生生物の生息状況の適応性に係る基準は表4-75に示すとおりです。

表 4-71 人の健康の保護に関する環境基準

項目	区分	公共用水域
カドミウム		0.003mg/L以下
全シアン		検出されないこと。
鉛		0.01mg/L以下
六価クロム		0.02mg/L以下
砒素		0.01mg/L以下
総水銀		0.0005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと。
PCB		検出されないこと。
ジクロロメタン		0.02mg/L以下
四塩化炭素		0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L以下
チウラム		0.006mg/L以下
シマジン		0.003mg/L以下
チオベンカルブ		0.02mg/L以下
ベンゼン		0.01mg/L以下
セレン		0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L以下
ふっ素		0.8mg/L以下
ほう素		1mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下
備考	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 4-72 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考
 1 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-73(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1,2,3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3種（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考
 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 注3) 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等の水産生物用
 注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-73(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

エ.

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 4-74 水質汚濁に係る環境基準の水質類型指定状況

水域		範囲	類型	達成期間
澗沼川水域	澗沼川	澗沼流入点より上流（飯田川を含む）	A	ロ
	寛政川	全域	A	ハ
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全域	湖沼 A	ハ
	恋瀬川	全域	A	ハ
	山王川	全域	A	ハ
	園部川	全域	A	ハ
北浦水域	巴川	全域	A	ハ

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」:直ちに達成

「ロ」:5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」:5年を超える期間で可及的すみやかに達成

出典:「令和4年版環境白書(データ)」(茨城県県民生活環境部環境政策課)

表 4-75 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定状況

水域名	範囲	類型	達成期間
澗沼川水域	澗沼川(1)	生物 B	イ
澗沼川水域	寛政川	生物 B	イ
霞ヶ浦水域	恋瀬川	生物 B	イ
霞ヶ浦水域	山王川	生物 B	イ
霞ヶ浦水域	園部川	生物 B	イ
北浦水域	巴川	生物 B	イ

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」:直ちに達成

「ロ」:5年以内で可及的すみやかに達成

出典:「令和4年版環境白書(データ)」(茨城県県民生活環境部環境政策課)

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4-76 に示すとおりです。

表 4-76 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	区分	地下水
カドミウム		0.003mg/L 以下
全シアン		検出されないこと。
鉛		0.01mg/L 以下
六価クロム		0.02mg/L 以下
砒素		0.01mg/L 以下
総水銀		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		検出されないこと。
P C B		検出されないこと。
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下
四塩化炭素		0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下
チウラム		0.006mg/L 以下
シマジン		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下
セレン		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L 以下
ふっ素		0.8mg/L 以下
ほう素		1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/L 以下
備考		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

5) 土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

土壌の汚染に係る環境基準は、表4-77に示すとおりです。

表4-77 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

(16) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第17条の規定により指定された公害防止計画は策定されていません。

(17) 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号）第3条第1項及び第17条第1項に規定する自動車騒音の限度及び時間の区分の状況は、表4-78、表4-79に、自動車騒音の限度に係る区域の区分は、表4-80及び図4-35に示すとおりです。

調査区域の大半は区域の指定がありませんが、石岡市の市街地を中心にa区域、b区域、c区域が指定されており、対象事業実施区域の一部に該当しています。

表4-78 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下
備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。 a区域：専ら住居の用に供される区域 b区域：主として住居の用に供される区域 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域		

注) 時間の区分は、昼間は6時から22時までの間、夜間は22時から6時までの間をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

表4-79 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度（特例値）

要請限度	
昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間は6時から22時までの間、夜間は22時から6時までの間をいう。

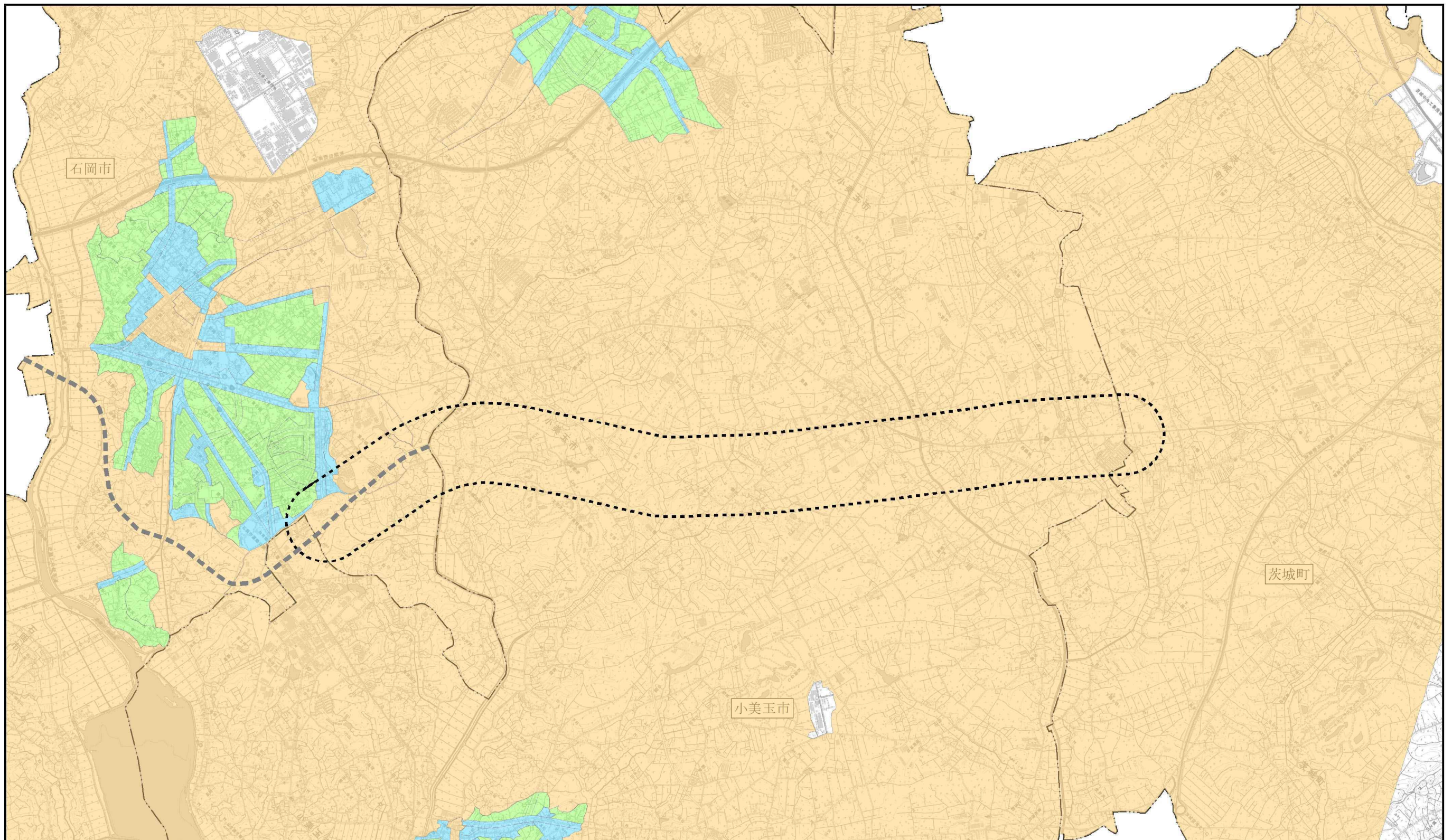
注2) 幹線交通を担う道路 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

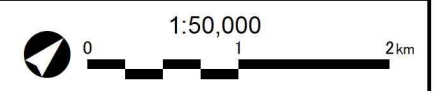
表4-80 自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分（茨城県）

区分	該当地域
a区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域として定められた区域
b区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに都市計画法による用途地域の指定のない区域

出典：「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分」（平成24年3月30日茨城県告示第387号）



- 凡 例
- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
 - ⋯⋯⋯ 千代田石岡バイパス
 - ⋯⋯⋯ 行政界
 - a区域
 - b区域
 - c区域



出典：「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分」（平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 387 号）

図 4-35 自動車騒音の要請限度に係る区域図

(18) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-81に、騒音規制法に基づく特定建設作業は表4-82に示すとおりです。規制の対象となる指定地域について、市、茨城町及び大子町については各市町が、茨城町及び大子町を除く町村については茨城県が定めており、調査区域においては、表4-83に示すとおりです。

また、茨城県では、茨城県生活環境の保全等に関する条例において、表4-84及び図4-37に示す騒音規制法の規制が適用されない地域(指定地域以外の地域)について、法に準じ、表4-85に示す著しい騒音を発生する作業を特定施建設作業として規制を行っています。

表4-81 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	第1号区域及び第2号区域	—
対象作業	表4-82(No.1~8)参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号)

表 4-82 騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法）

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43 年政令第324 号）

表 4-83 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の区域指定状況

区域	該当地域（都市計画法における用途地域）		
	石岡市	小美玉市	茨城町
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 田園住居地域 用途指定のない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 田園住居地域 用途指定のない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途指定のない地域
第2号区域	工業地域 ※2号区域のうち、学校、保険上、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の80mの区域内は第1号区域となる。	工業地域 ※2号区域のうち、学校、保険上、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の80mの区域内は第1号区域となる。	工業地域 ※2号区域のうち、学校、保険上、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の80mの区域内は第1号区域となる。

出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」（平成17年3月24日条例第9号）

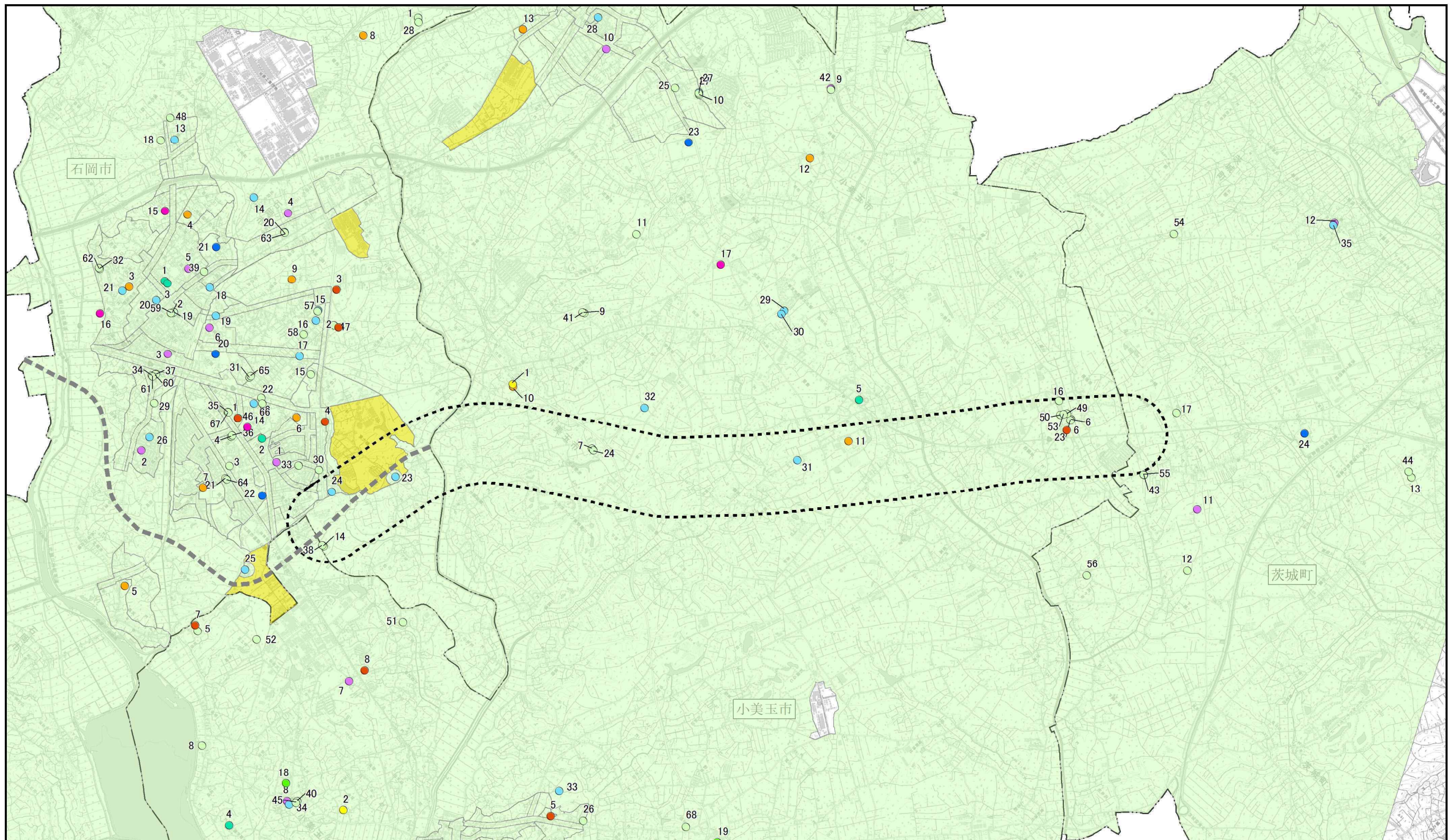
：「騒音・振動規制法上の特定建設作業について」（令和5年10月閲覧石岡市ホームページ）

：「騒音規制法及び振動規制法に係る届出の手引き」（平成30年茨城町生活経済部みどり環境課）

表 4-84 県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の区域指定状況

該当地域（都市計画法における用途地域）		
石岡市	小美玉市	茨城町
工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域

出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」（平成17年3月24日条例第9号）

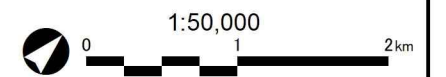


凡例

- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- 行政界

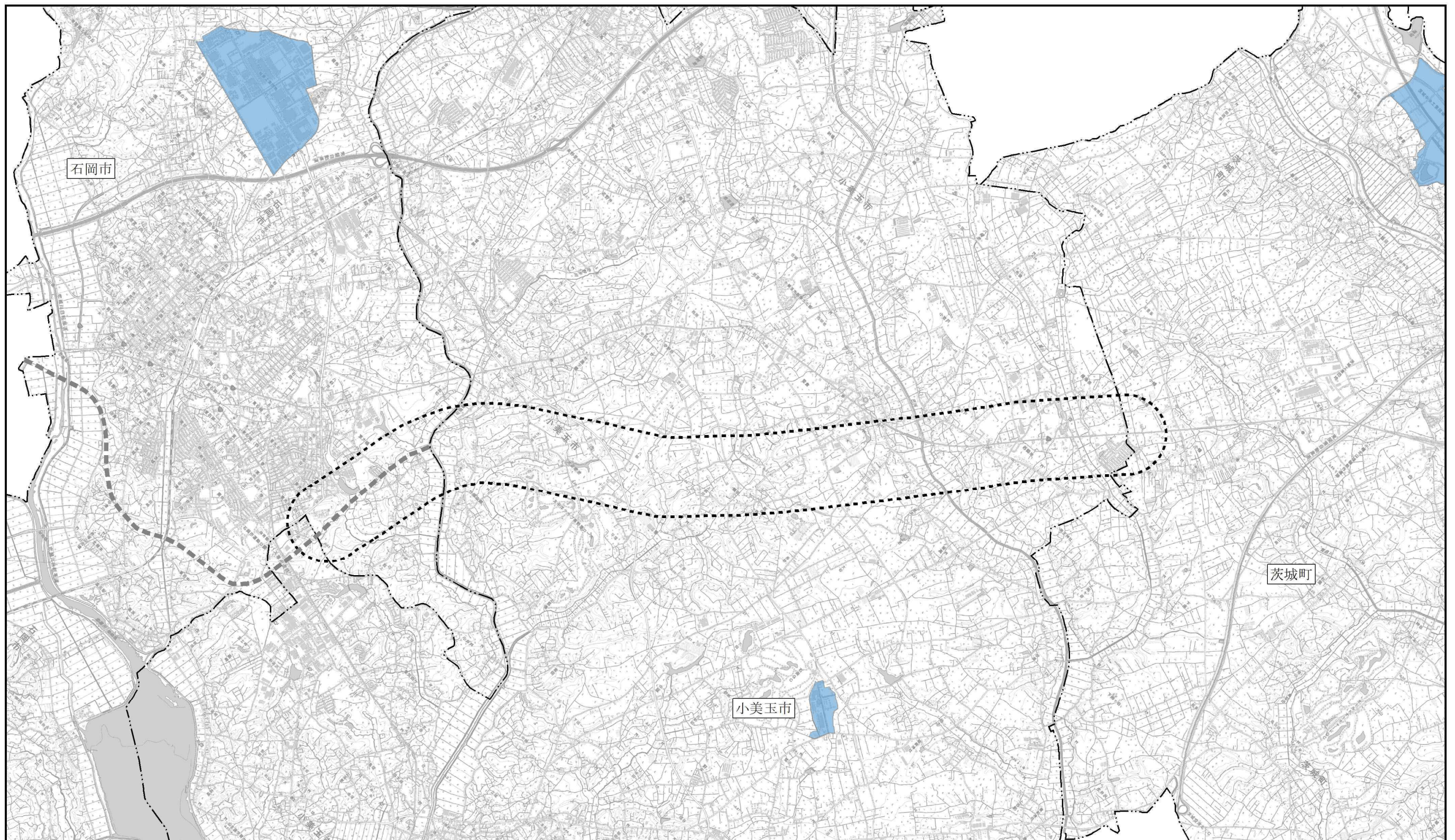
- 第1号区域
- 第2号区域

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 図書館
- 病院
- 老人福祉施設
- 認定こども園
- 保育所



注) 図中の番号は表 4-58 及び表 4-59 の NO. に対応する。
 出典: 「茨城県生活環境の保全等に関する条例」(平成17年3月24日条例第9号)
 : 「騒音・振動規制法上の特定建設作業について」(令和5年10月閲覧石岡市ホームページ)
 : 「騒音規制法及び振動規制法に係る届出の手引き」(平成30年茨城県生活経済部みどり環境課)

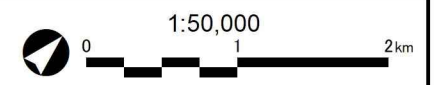
図 4-36 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音に係る区域図



凡例

- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
- — — 千代田石岡バイパス
- — — 行政界

■ 条例に基づく規制区域



出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」（平成17年3月24日条例第9号）

図 4-37 県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音に係る区域図

表 4-85 茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 20 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則」平成17年9月30日 規則第98号(令和5年4月1日施行
別表第11 特定建設作業(第38条, 第40条第2項関係))

(19) 振動規制法に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第16条第1項に規定する道路交通振動の限度及び時間の区分の状況は、表4-86、表4-87及び図4-38に示すとおりです。

調査区域の大半は区域の指定がありませんが、石岡市の市街地を中心に第1種区域及び第2種区域が指定されており、対象事業実施区域の一部に該当しています。

表 4-86 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 午前7時まで
第1種区域 ^{注2)}		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域 ^{注3)}		70 デシベル	65 デシベル

注1) 時間の区分は、昼間を午前7時から午後8時までの間とし、夜間を午後8時から翌日の午前7時までの間とする。

注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

注3) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表 4-87 振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

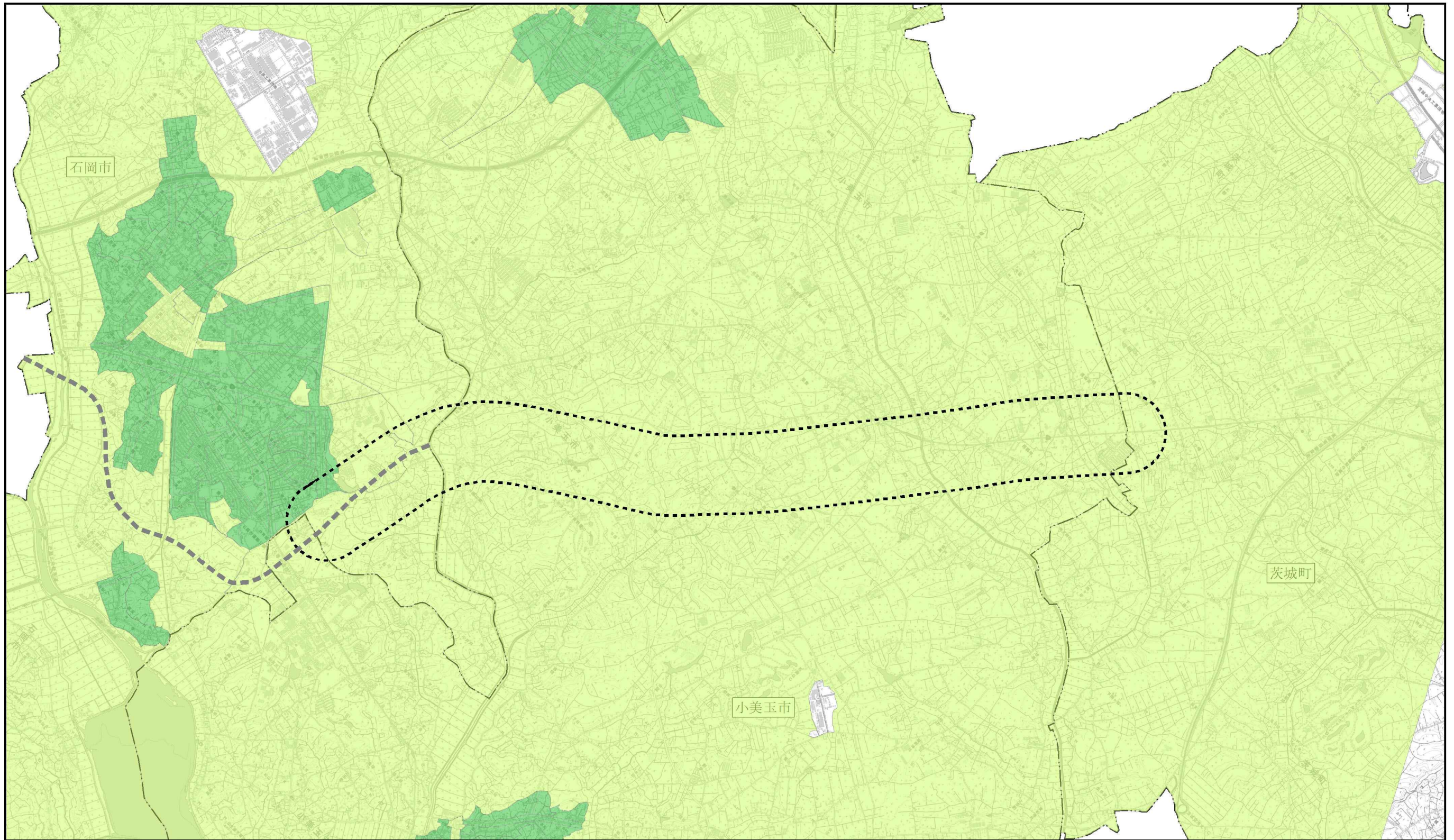
区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 午前7時まで
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域として定められた区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域(那珂郡東海村の場合にあっては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域)	70 デシベル	65 デシベル

注) 学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」(平成24年3月30日茨城県告示第388号)

「振動規制法施行規則の規定に基づく区域」(平成24年3月30日茨城県告示第389号)

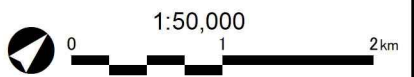
「振動規制法施行規則の規定に基づく区域及び時間」(平成24年3月30日茨城県告示第390号)



凡 例

- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- ⋯⋯⋯ 行政界

- 第1種区域
- 第2種区域



出典：「振動規制法施行規則の規定に基づく区域」（平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 389 号）
「振動規制法施行規則の規定に基づく区域及び時間」（平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 390 号）

図 4-38 道路交通振動の要請限度に係る区域図

(20) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日環境庁告示第66号）が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分は表4-88に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4-89に、位置は図4-39に示します。

また、茨城県では、茨城県生活環境の保全等に関する条例において、表4-90及び図4-40に示す振動規制法の規制が適用されない地域（指定地域以外の地域）について、法に準じ、表4-91に示す著しい騒音を発生する作業を特定施建設作業として規制を行っています。

表4-88 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	第1号区域及び第2号区域	—
対象作業	表4-91 (No.1~4) 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において75dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号 最終改正：令和3年4月1日環境省令第3号）

表 4-89 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の区域指定状況

区域	該当地域（都市計画法における用途地域）		
	石岡市	小美玉市	茨城町
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居区域 第2種住居区域 準住居区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途指定のない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居区域 第2種住居区域 準住居区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 田園住居地域 用途指定のない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途指定のない地域
第2号区域	工業地域 ※2号区域のうち、学校、保健所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内は第1号区域となる。	工業地域 ※2号区域のうち、学校、保険上、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の80mの区域内は第1号区域となる。	工業地域 ※2号区域のうち、学校、保険上、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の80mの区域内は第1号区域となる。

出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」（平成17年3月24日条例第9号）
 ：「騒音・振動規制法上の特定建設作業について」（令和5年10月閲覧石岡市ホームページ）
 ：「騒音規制法及び振動規制法に係る届出の手引き」（平成30年茨城町生活経済部みどり環境課）

表 4-90 県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の区域指定状況

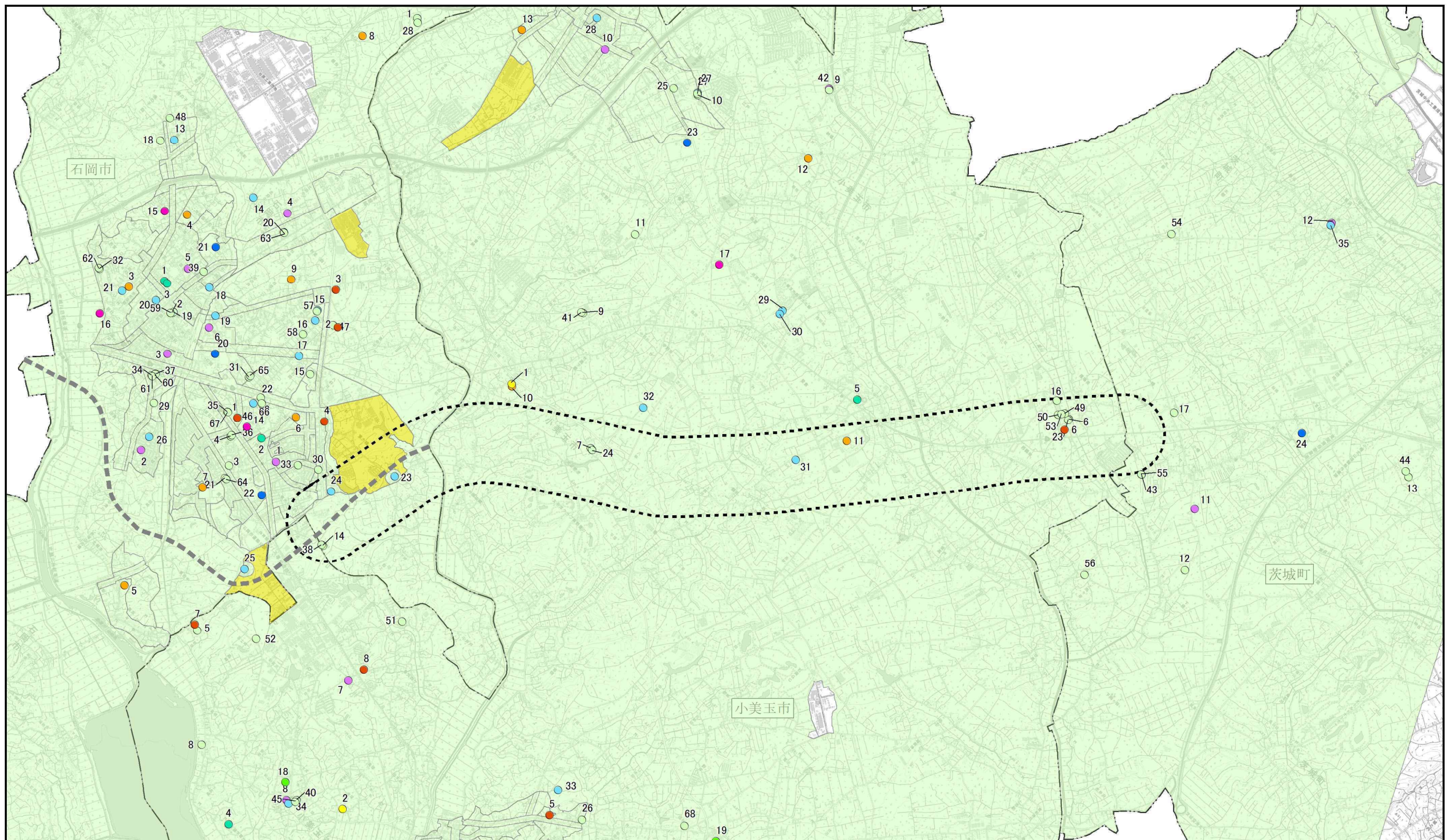
該当地域（都市計画法における用途地域）		
石岡市	小美玉市	茨城町
工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域

出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」（平成17年3月24日条例第9号）

表 4-91 茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業（振動規制法）

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけん及び圧力式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

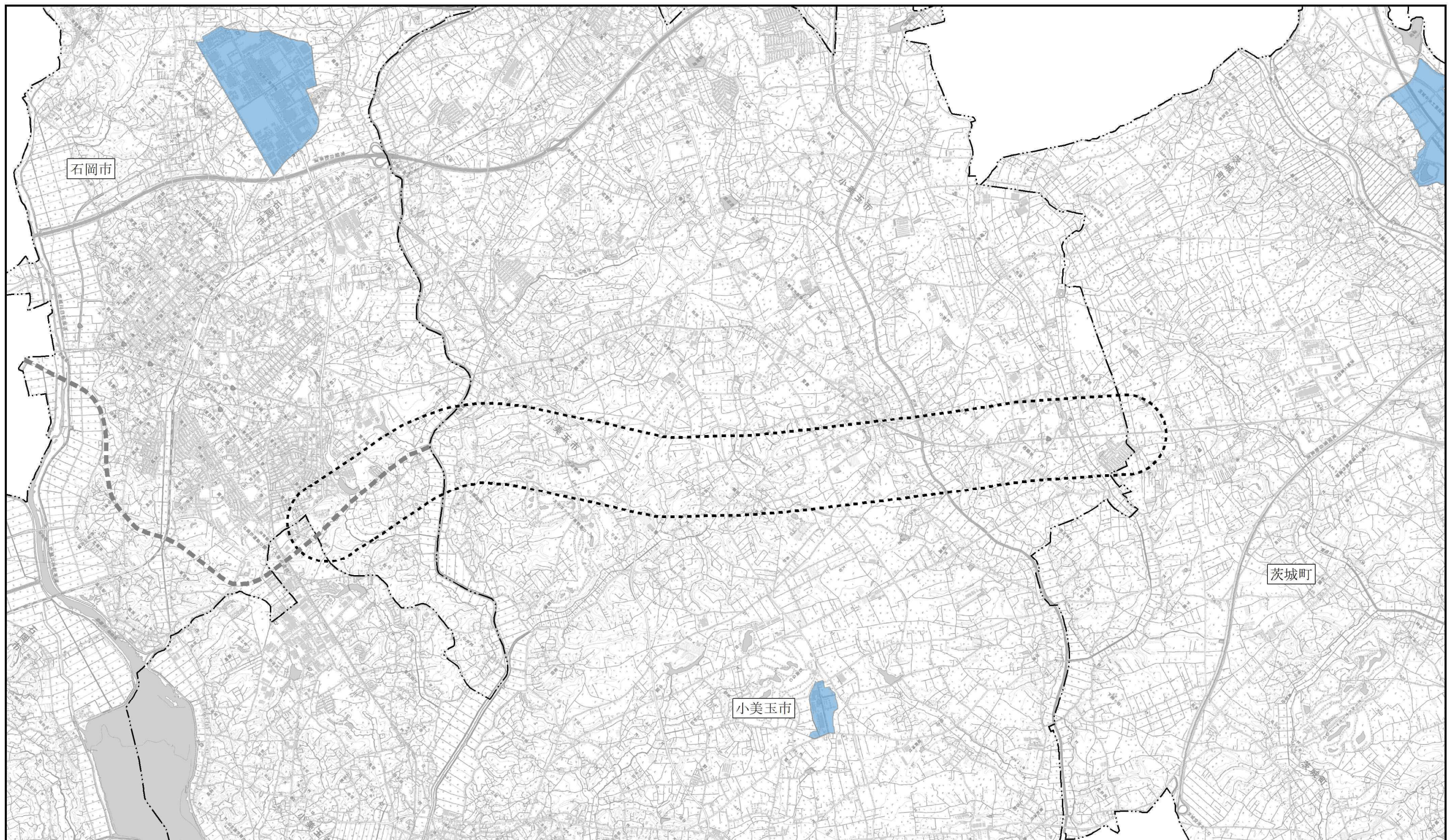
出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に規定する特定建設作業」（平成17年3月24日 条例第9条）



<p>凡例</p> <p>--- 対象事業実施区域</p> <p>— 千代田石岡バイパス</p> <p>--- 行政界</p>	<p>■ 第1号区域</p> <p>■ 第2号区域</p>	<p>● 幼稚園</p> <p>● 小学校</p> <p>● 中学校</p> <p>● 義務教育学校</p> <p>● 高等学校</p> <p>● 図書館</p> <p>● 病院</p> <p>● 老人福祉施設</p> <p>● 認定こども園</p> <p>● 保育所</p>	<p>0 1 2km</p> <p>1:50,000</p>
---	-------------------------------	--	--------------------------------

注) 図中の番号は表 4-58 及び表 4-59 のN0.に対応する。
 出典: 「茨城県生活環境の保全等に関する条例」(平成 17 年 3 月 24 日条例第 9 号)
 : 「騒音・振動規制法上の特定建設作業について」(令和 5 年 10 月閲覧石岡市ホームページ)
 : 「騒音規制法及び振動規制法に係る届出の手引き」(平成 30 年茨城町生活経済部みどり環境課)

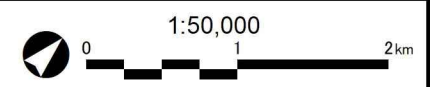
図 4-39 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動に係る区域図



凡例

- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- 行政界

■ 条例に基づく規制区域



出典：「茨城県生活環境の保全等に関する条例」（平成17年3月24日条例第9号）

図 4-40 県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に伴って発生する振動に係る区域図

(21) 水質汚濁防止法の規定による排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第3条第1項の規定による排水基準は、表4-92に示すとおりです。

また、同法第3条第3項の規定により、茨城県では「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(平成17年3月24日茨城県条例第11号)に基づき、表4-93及び表4-94に示すように上乘せ排水基準を定めています。さらに「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」(昭和56年12月21日茨城県条例第56号)により表4-95に示すように上乘せ基準を定めています。

表4-92(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機磷化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mgB/L
	海域に排出されるもの	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mgF/L
	海域に排出されるもの	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 4-92(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量		16mg/L(日間平均8mg/L)
備考		
<p>1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 4-93 上乘せ排水基準（涸沼水域）

工場又は事業場の区分		項目		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	溶解性マンガ含有量	クロム含有量	シアン化合物
		(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排水の量が1,000m ³ 未満のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1	1	0.5	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000m ³ 以上のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1	1	0.5	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排水の量が1,000m ³ 未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—	—	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000m ³ 以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—	—	—	
し尿処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	—	—	—	—	—	—	
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1	1	—	

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（平成17年3月24日茨城県条例第11号）

表 4-94 上乗せ排水基準（霞ヶ浦及び北浦水域）

工場又は事業場の区分 項目			右欄に掲げる工場 又は事業場以外のもの		し尿処理施設を設置するもの		下水道終末処理施設を 設置するもの	
			1日当たりの 平均的な排出 水の量が20 m ³ 未満のもの	1日当たりの 平均的な排出 水の量が20 m ³ 以上のもの	1日当たりの 平均的な排出 水の量が20 m ³ 未満のもの	1日当たりの 平均的な排出 水の量が20 m ³ 以上のもの	1日当たりの 平均的な排出 水の量が20 m ³ 未満のもの	1日当たりの 平均的な排出 水の量が20 m ³ 以上のもの
生物化学的酸素要 求量	(mg/L)	日間平均	20	10	20	10	20	10
		最 大	25	15	—	—	25	15
化学的酸素要求量	(mg/L)	日間平均	20	10	20	10	20	15
		最 大	25	15	—	—	25	20
浮遊物質	(mg/L)	日間平均	30	15	30	15	30	15
		最 大	40	20	—	—	40	20
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(鉱 油類含有量)	(mg/L)	最 大	—	3	—	—	—	3
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動 植物油脂類含有量)	(mg/L)	最 大	—	5	—	—	—	5
フェノール類含有量	(mg/L)	最 大	—	0.1	—	—	—	0.1
銅含有量	(mg/L)	最 大	—	1	—	—	—	1
亜鉛含有量	(mg/L)	最 大	—	1	—	—	—	1
溶解性鉄含有量	(mg/L)	最 大	—	1	—	—	—	1
溶解性マンガン含 有量	(mg/L)	最 大	—	1	—	—	—	1
クロム含有量	(mg/L)	最 大	—	0.1	—	—	—	0.1
大腸菌群数	(cm ³ /個)	日間平均	—	—	—	1,000	—	1,000
カドミウム及びそ の化合物	(mg/L)	最 大	—	0.01	—	—	—	0.01
シアン化合物	(mg/L)	最 大	—	検出されない こと。	—	—	—	検出されない こと。
有機燐 ^{リン} 化合物(バ ラチオン、メチル バラチオン、メチ ルジメトン及びEPN に限る。)	(mg/L)	最 大	—	検出されない こと。	—	—	—	検出されない こと。
六価クロム化合物	(mg/L)	最 大	—	0.05	—	—	—	0.05
砒 ^ヒ 素及びその化 合物	(mg/L)	最 大	—	0.05	—	—	—	0.05
水銀及びアルキル 水銀その他の水銀 化合物	(mg/L)	最 大	—	0.0005	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	最 大	—	検出されない こと。	—	—	—	—
ふっ素及びその化 合物	(mg/L)	最 大	—	0.8	—	—	—	0.8

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（平成17年3月24日茨城県条例第11号）

表 4-95 特定施設を設置する工場又は事業場に適用する排水基準（霞ヶ浦）

区分		1日の平均的な排出水の量	窒素 (mg/L)	りん (mg/L)
製造業	食料品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1.5
		500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1
		500立方メートル以上	10	0.5
	上記以外の製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	12	1
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	10	0.5
		500立方メートル以上	8	0.5
その他の業種等	畜産農業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1
	下水道終末処理施設	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 100,000立方メートル未満	20	1
		100,000立方メートル以上	15	0.5
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	10	1
	し尿浄化槽	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	15	2
	上記以外の事業場	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	3
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2
500立方メートル以上		10	1	
備考				
1 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽にあっては、日間平均値とする。				
2 この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。				
3 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。				
4 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。				
5 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場に係る排水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。				
6 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。				
7 この表において「排水」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。				
8 この表において「し尿浄化槽」とは、水質汚濁防止法施行令別表第1第72号に掲げる特定施設に該当するし尿浄化槽及び湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第2号に規定するし尿浄化槽をいう。				

出典：「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」（昭和56年12月21日茨城県条例第56号）

(22) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第4条の2第1項の規定による汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域は存在しません。

(23) 瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する関係府県の区域

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定の規定による関係府県の区域は存在しません。

(24) 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により指定された自然海浜保全区域

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)第12条の7の規定により指定された自然海浜保全区域は存在しません。

(25) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

事調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号)第3条第1項の規定により指定された湖沼として、霞ヶ浦が存在します。

表 4-96 湖沼水質保全特別措置法により指定された指定地域 (霞ヶ浦)

市 町	地 名 等
石 岡 市	旧八郷町を含む全域
小美玉市	旧小川町(全域)、旧美野里町(全域)旧玉里村(全域)
茨 城 町	大字木部(字外沼、字外沼台及び字富士見塚に限る。)、大字小幡(字尻平沢に限る。)、大字下座、大字上雨谷、大字下雨谷、大字生井沢、大字鳥羽田(字三角山に限る。)、及び大字秋葉(字塩海道、字入分附、字中道、字三ツ又、字大山、字中山、字学校南、字学校西、字土手向及び字道付に限る。)

出典：「水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法関係」(令和5年10月閲覧 茨城県ホームページ)

(26) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)別表第2の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼として、霞ヶ浦が存在します。

(27) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)別表第2の備考7に規定するりん含有量についての排水基準を定める湖沼として、霞ヶ浦が存在します。

(28) 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第6条第1項の規定により指定された要措置区域は存在しません。

- (29) **ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域**
調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域は存在しません。
- (30) **廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域**
調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域は存在しません。
- (31) **農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域**
調査区域には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域は存在しません。
- (32) **森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林**
調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林は存在しません。
- (33) **都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）**
調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）第 4 条第 1 項に基づく緑の基本計画は策定されていません。
- (34) **明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区**
調査区域には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和 55 年 5 月 26 日法律第 60 号）第 3 条第 1 項に定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区は存在しません。